

*消すことのできるインクを使ったボールペンで記入しないでください。

見 本

離 婚 届

平成 年 月 日届出

兵庫県尼崎市長 殿

本届書中 字加入 字削除 字訂正

離婚届では住民登録はかわりませんので、住所を変更する場合は別途、転出・転入又は転居等のお届けをしてください。

←
(1)

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 第 号	兵庫県尼崎市長 印
書類審査 戸籍記載 記載調査	調査票 附票 住民票 通知
(上みかた) 夫 あ主がさき たろう 妻 あ主がさき はなこ 氏名 氏名 尼崎 太郎 尼崎 花子	
生年月日 昭和 41 年 1 月 7 日	昭和 44 年 6 月 1 日
住所 尼崎市東七松町1丁目	尼崎市東園田町2丁目
〔住民登録をしていいるところ〕 番地 45番地の1 23番 1号	
世帯主の氏名 尼崎 太郎	世帯主の氏名 尼崎 花子
本籍 尼崎市東七松町1丁目	番地 23番
〔外国人のときは国籍だけを書く〕 签名者 の氏名 尼崎 太郎	
父母の氏名 父母との続柄 夫の父 尼崎市太郎 続き柄 他の義父母は〔その他の欄に〕書いてください	妻の父 近松栄之助 続き柄 母 尼崎恵子 長男 母 近松芳子 二女
離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日 成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日 認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日 確定	
結婚前の氏にもどる者の本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 夫は もどの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名を行う子 夫が親権を行使する子 妻が親権を行使する子 尼崎一郎	
同居の期間 平成15年4月から 平成24年4月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所 尼崎市東七松町1丁目23番1号	
かならず 書いてください。 連絡先(昼間連絡 が取れるところ) 電話()番 自宅・勤務先・携帯	
別居する前の世帯のおもな仕事と <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は: 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫婦の職業 夫の職業 妻の職業	
その他	
届出人署名押印 尼崎 太郎 (印)	妻 尼崎 花子 (印)
事件簿番号	住定年月日 夫 昭和 年 平成 妻 昭和 年 平成

記入の注意

○鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(黒ボールペンか黒インクで正しく書いてください。)

○筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

○本籍地でない役場に出すときは、全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。

- そのほかに必要なもの・調停離婚のとき → 調停調書の謄本
- ・審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
- ・和解離婚のとき → 和解調書の謄本
- ・認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
- ・判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

調停及び裁判確定の日
からかぞえて10日以内
に届けてください。

◎離婚届は、夫婦の本籍地、又は届出人の所在地のいずれかの役所に出してください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印 甲野 義郎 (印)	乙川 孝子 (印)
生年月日 昭和 2 年 5 月 5 日	昭和 3 年 6 月 6 日
住所 尼崎市東難波町	尼崎市武庫元町
番地 1 丁目 1 番 1 号	2 丁目 3 番 9 号
本籍 大阪市中央区大手前	東京都千代田区平河町
番地 1 丁目 1 番 号	1 丁目 4 番 号

→婚姻中の本籍を書いてください。

*成年の方であれば(届出人以外の)どなたでも
証人になることができます。
*外国籍の方は本籍欄に国籍を記入してください。

- ◎署名欄は必ずご本人が自署してください。
- ◎印鑑はそれぞれ違った印を押してください。
- ◎届出される際、届出人の印鑑及び身分証明書(運転免許証・パスポート等)をご持参ください。

→□には、あてはまるものに□のように印をつけてください。

婚姻により氏を改めた者は、婚前前の氏に復します。離婚後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合、この離婚届と同時に戸籍法77条の2の届を提出する必要があります。)

→親権者を定めるだけでは子供の戸籍は変わりません。子供が離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍する場合は別途入籍届等の手続が必要です。

◎未成年の子がいる場合は、つぎの□のあてはまるものに□のように印をつけてください。

- (面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担などを監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して、考えなければならないこととされています。

◎届出の際にご持参いただくもの

- *届出人の印鑑
*全部事項証明書(戸籍謄本)

届出地に本籍がないとき	戸籍謄本 1通
届出地に本籍があるとき	必要ありません
もとの戸籍へもどるとき	もとの戸籍謄本1通

*窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証・パスポート等)

◎お問い合わせは

尼崎市役所 市民課戸籍担当
電話 06-6489-6410